

長崎市監査公表第 15 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表します。

令和元年 8 月 27 日

長崎市監査委員 三 井 敏 弘
同 三 谷 利 博
同 西 田 実 伸
同 山 口 政 嘉

1 監査の種類

定期監査（工事監査）（平成 31 年 2 月 13 日付 長崎市監査公表第 2 号）

2 監査の期間

平成 30 年 9 月 3 日から平成 31 年 1 月 28 日まで

3 措置を講じた部局

区分	部局名	所属名
指摘	まちづくり部	東長崎土地区画整理事務所
	南総合事務所	地域整備課

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

所属名	指摘	措置
まちづくり部 東長崎土地区画整理事務所	受注者は、高所でのフェンス設置工において、労働安全衛生規則に基づく墜落防止措置を行っていなかった。適正な安全管理の指導に留意されたい。	受注者に対して、労働安全衛生規則に基づく、高所作業時に墜落防止措置を講じることについて指導を行った。 平成30年12月18日に所内で研修会を実施し、労働安全衛生規則に基づく、高所作業時に墜落防止措置を講じることについて周知を図った。 受注者との着工前打合せの際に、「高所作業時の安全対策」に関する項目を追加した「工事着手前の指示事項」で指導を行い、再発防止に努めることとした。
南総合事務所 地域整備課	さく岩機を使用した構造物とりこわし工において、騒音規制法に基づく特定建設作業の届出を提出していなかった。法令遵守の指導に留意されたい。	平成31年3月14日課内勉強会を行い、特定建設作業の届出並びに規制区域について、受注業者に対的確な指導・監督を行えるよう、周知徹底を図った。 又、「法令手続きチェックリスト」に「特定建設作業の届出」の項目を追加し、工事発注時に届出の有無を確認するようにした。